

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和5年9月6日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 江本 雅人  
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0304-2022-0363 号	秩父郡東秩父村大字白石字猪ノ鼻171番
第 0304-2022-0364 号	秩父郡東秩父村大字白石字経塚177番